第2回滋賀県税制審議会 議事概要

■開催日時

令和元年(2019年) 10月17日(木) 9:00~11:00

■開催場所

滋賀県大津合同庁舎3-A会議室

■出席委員(五十音順、敬称略) 井手委員、川勝委員、佐藤委員(副会長)、勢一委員、松田委員、 諸富委員(会長)

■県出席者

西嶋副知事

総務部 江島部長、片岡管理監、他関係職員 商工観光労働部 森中部長、望月商工政策課長、田村中小企業支援課長、 他関係職員

■ヒアリング出席者(敬称略)

滋賀県中小企業団体中央会 副会長 安田 昌生 滋賀経済同友会 特別幹事 大日 常男

1 開会

- (1)委員紹介
 - 今回から参加する井手委員から自己紹介が行われた。

(2) 副知事挨拶

- 今年度は、世界から選ばれる滋賀を目指して、健康しがをキーワードに、 人の健康、社会の健康、そして自然の健康という三つの健康の実現に向けて、 様々な施策に取り組んでいる。
- そのための貴重な財源である税のあり方について、先生方に御審議いただくため、滋賀県税制審議会を設置したところ。
- ・ 第1回の審議会において、諸富会長はじめ、5名の先生方に御参加いただいたところだが、本日の審議会から先ほど御挨拶のあった慶應義塾大学の井出先生にも御参加いただくこととなった。先月アメリカから御帰国されたばかりで大変お忙しい中、委員就任を快く承諾いただいた。
- 第1回の審議会においては、わが県の税制について、大変熱心に御議論いただいたと報告を受けており、大変感銘を受けるとともに、税制が自治の根幹であるという思いを新たにしたところ。委員の皆様の力をお借りして、滋賀県に合った、県民の皆様にも納得していただけるような税制を作ってまい。

りたい。

- ・ 本日の審議会では、法人県民税法人税割の超過課税および中小法人に対する不均一課税の方向性について、御審議いただく。
- ・ また、大変御多忙の中、滋賀県中小企業団体中央会副会長の安田様、滋賀 経済同友会特別幹事の大日様にもお越しいただいている。企業にとってもよ り良い制度になるよう、積極的な意見交換をお願いしたい。

2 議事

- (1) 第1回審議会での意見について
- (2) 法人県民税法人税割超過課税・中小法人不均一課税の概要
- (3) 滋賀県の商工政策等の概要
 - 資料1-1から資料3-3に基づき事務局から説明を行った後、意見交換および質疑応答が行われた。

(井手委員)

- 最初に高齢化が与える影響ということで御説明をいただいた。この趣旨自体はよくわかるが、こういう試算をするならば、同時に減っていく歳出のシミュレーションをしなければいけない。税の減収だけが発生するのではなく、例えば少子化が影響すると歳出面も減っていくものであるはず。そういうことも含めて全体で見ていかないと、厳密にはこういう試算は意味をなさない。税収が減っていくので増税しなければいけないというようなメッセージになってしまうのではないか。
- ・ 国税の話になるが、例えば高齢者がたくさん亡くなっていけば相続税収に 影響を与えるだろうし、あるいは公務員の数などを減らしていくような面も ある。人口減少とともにシミュレーションする場合であれば、トータルでや っていく必要がある。同じような意味でこの高齢化の影響ということであれ ば、もう少し幅広にシミュレーションをやっておく必要があるのではないか。
- ・ これまで5年ごとに行われてきた改正の経緯を見ながら、今回はこれまでの議論とどういう形で整合性があるのかをお聞きしたい。例えば、昭和60年度の改正の時の議論では、増収額が少ないという理由で見送ったと説明があった。もしそうであれば、今回の増収額をどう評価されるのかというのを伺いたい。昭和60年度は、超過課税分の税額が11億円ぐらいに対して、大体2,870万円ぐらいの増収があるということだった。今回の場合は、同じく超過課税分税額は11億円、その中で9,200万円程度の増収がある。今回は昭和60年度の時と比較すると増収額がはっきりしているので、例えば、今回はやっ

てもいいという判断に傾くのかどうか。あるいは、平成2年、平成7年を見ると、国の法人税の引き上げにつき合わされたという説明があった。ここ最近、やはり法人税の引き下げがトレンドになっているが、今回はそういった関係とはちょっと距離をとって増税の議論をしたいということなのか。あるいは、平成22年度、平成27年度を見ると、中小企業の景気回復が遅れていると書いてあって、それが継続の理由の一つになっているが、今回は中小企業の景況調査を踏まえた上で、景気回復について比較的前向きの認識があるのかどうか、事務局の考えを教えてほしい。

(事務局)

・ 税務当局としては少しでも税額が確保できたらという思いはあるが、経緯と今回の考え方の整合性については、税のあり方、税の仕組み、あるいは公平性、不均一課税等の要件が今のもので適当かどうか、そういう面から御議論いただきたいと思っている。したがって、例えば法人税額要件を 1,000 万円に引き下げた場合に 9,000 万円確保できるからということで、実施をするという前提はない。それから、国との整合性についても、今回は特に意識していないし、景気の傾向については、最近、海外経済の影響があるように思うが、その部分は外して、税の仕組みとしてどうなのかというところでまず御議論いただきたいと思っている。

(佐藤委員)

- 中小企業支援のところだが、継承支援をするのはもちろん大事だが、廃業 支援もしなければいけない。存続させることとやめることの選択に対して中 立でなければいけない。老後の生活のために無理やり事業を存続させている ようではまずい。技術の継承と企業の継承は違う。技術の方はM&Aなどで 集約化を図っていくことが必要。
- ・ 他の自治体などで中小企業、特に新しく立地した企業に対して、不均一課 税や法人事業税の減免などをやっているが、滋賀県ではやっているのか。

(事務局)

昨年度、条例を通していただいた。

(佐藤委員)

中小企業は赤字企業が多い。彼らの負担は法人二税ではなくて、固定資産 税や社会保険料。中小企業を支援するということであれば、固定資産税や社 会保険料への目配りが必要。

- ・ 受益の関係について資料2-5でまとめているが、実際は受益に偏りがあるのではないかと思う。平均すれば 400 万円の受益ということになるが、おそらく地元に密着した企業の方が受益をしている。そういう企業は先ほどの説明では不均一課税の対象となっている。その受益と負担のバランスがどうかという問題。
- ・ 個人的には、社会保障などの対人サービスは、本来、企業ではなく個人が 直接受益している。社会保障系のサービスの扱いには気を付けた方がいい。
- ・ 今回は超過課税の話だが、国への要望なども考えていかないといけないのは分割基準の話。県外企業が多いということは分割基準の対象になるということで、そうすると滋賀県の場合は損している可能性がある。付加価値はたくさん産んでいるのに事業所の数が少ないとか、今はオートメーションが進んでいるので、従業員の数が少ないとか。地方消費税の清算基準の見直しで得をしたと思うので、分割基準も見直すと滋賀県は得をするのではないかと思う。

(事務局)

分割基準の話については、我々も問題意識を持っていて、政府に分割基準の見直しを要望しているところ。

(川勝委員)

- 資料を見る限り、長らく超過課税と不均一課税が継続されてきた。超過課税や不均一課税というより、もはや標準税率に近い形で続いているという状況なので、そのことをどう評価するかという問題がある。
- これまでの経緯について説明があったが、何か明確な基準があって判断されているのではなく、その時々の状況に応じて判断しているようであった。もちろん、その当時の経済状況、あるいは税収の確保というバランスで判断せざるを得ないということはわかるが、これからはある種の判断基準というのを設けておいたほうがいいのではないかと思う。
- ・ 例えば不均一課税の話でいうと、中小企業の保護や育成などが最初の名目 だったと思うが、産業構造など色々な状況が変わっていく中で、おそらくこ の役割は一定果たしたのではないのかとか、そうではないというのであれば、 なぜ依然としてその役割が重要なのかということが必要になってくる。
- ・ やはり滋賀県の将来ビジョンと整合的な形で判断していくという基準が必要。例えば新しい総合計画や産業振興ビジョンもある。もちろんこれは税制だけで政策的なものを措置していいのかという問題はあり、歳出ともセットで考えなければいけないが、やはり総合計画や産業振興ビジョンなど将来ビ

ジョンとの関係で判断する基準というのを持っておいた方がいい。

- ・ その都度産業界の人達と折衝をする、あるいは県内で判断する、議会と交渉するというようなことが難しくなってしまうように思うので、何かぶれない一つの軸が必要ではないかと思う。
- ・ それからもう一つは質問だが、先ほど佐藤委員からも言及のあった便益の 試算について、結果として1事業所当たり 400 万円という数字が弾き出され たわけだが、事務局側としてはこの 400 万円という数字をどういうふうに受 けとめているのか。本日、この数字が出てきたことによってどういうことが 言えるかということについて、考えを教えてほしい。

(事務局)

- 受益をどう見るかはなかなか難しく、なんとか試算しようとしたのが資料 2-5である。
- ・ 試算結果としては、1事業所当たり400万円の受益に対して法人二税は200万円ということで、負担額以上に受益をしている法人が多いのかなと考えている。

(勢一委員)

- ・ 長く制度が続いていると、制度を変えることに関してかなりエネルギーがいるし、変えるための論拠・エビデンスがいるということになる。前回お願いした改正の経緯を見ると、なかなかこれまでの経緯からそれを拾っていくのは難しいのではないか。もうちょっと現状を含めた実態の中で考えていくという工夫をしないといけないと感じた。
- ・ その点では、これまではあまり考慮されてこなかったと思うが、中小企業は時代とともにかなり多様化しているので、それをどのように考えるか。GAFAの話ではないが、どういうところが本来の意味で担税力があるのか、 実は従来の図式とは違う形になってきている。
- ・ 先ほど受益の話もあったが、受益をどの程度受けているのかというのも実は地方税では重要なポイントになるので、もう少し多角的に検討するというステップが必要と感じた。
- ・ 併せて将来ビジョンとの整合性というのはこれも一つの大きなロジックになると思う。総合計画もそうだが、おそらく人材確保や事業承継への配慮などを考えると、地方創生総合戦略との整合性がちゃんと取れているのかというのも重要。実は自治体によって所管が違ったりして、うまく束ねられていないということがあるので、そういうところとの調整検討も一つポイントとして出てくると感じた。

- 今回、県内企業と県外企業とで分けてデータを出していただいて、それは 一つ重要なポイントだと思うが、ただ昼間人口が流出超過ということで考え ると、県民はおそらく近隣府県で働いている。そういう経済構造にあるとい うことを踏まえると、広域への配慮をどうするかということを考える必要が あると感じた。例えば関西広域連合などで、色々な分野の政策をやっている と思うが、そういうところとの調整や連携の対象になりうるのか。なので、 県外企業の方の内訳も考えていくことが大事だと思う。EUほどの大きなく くりではないが、広域で全体として繁栄するような視点で経済政策を行うこ とが、人口減少の時代では大事だと感じる。

(松田委員)

・ 時間がない中、追加の資料を用意していただいた。過去の趣旨を見ると景気動向に配慮していたので、それが現状どうなのかということと、あと裏側の資料は、法人数がどれくらいあって、どういう所得状況なのか概観がわかる資料をお願いしたところ。

(諸富会長)

・ 勢一委員に確認しておきたいが、GAFAなどが台頭してきて、経済がデジタル化してきている中で、中小法人の位置付けや役割が変わってきているというような話があったが、もう少し具体的に説明をお願いしたい。

(勢一委員)

- その分野が専門ではないが、事業規模が小さいところが弱い企業なのか、 実はわからないのではないかという問題意識。
- デジタル化は国レベルでも行政分野でもやろうとしていて、おそらくそういうところがデフォルトになってくると、仕事の仕方、商売の仕方も随分変わるだろうと思う。そういう産業構造の転換を支援できるような税の仕組みというのも戦略的にはあり得る。そういう観点で考えることが可能なのかどうかという問題提起。

(諸富会長)

・ 今の勢一委員の指摘は私も問題意識として持っている。従来型のものづくり、中小企業を育成、保護するという視点での戦後長らく続けられてきた産業政策が、時代の転換点を迎えているかもしれないということ。そういう意味では、スタートアップ企業とかデジタル企業に関して、それは新しい中小企業と言えるかもしれないが、そういう企業を育てていく、産業構造の転換

を促していかなくてはいけないという問題意識が全国的に生まれてきている。

- ・ そういう意味では、支援のあり方自体も見直していかなくてはいけない。 税制が支援政策の中に位置付けられているのであれば、それも含めて見直す タイミングが来ているのかもしれない。中小企業だから皆弱いということで はないと。ただ、そうなると、デジタル化に向けてどういう支援が必要なの か議論しなくてはいけない。それはある種政策の組み替えになる。
- ・ 今日議論している点についても、歴史的経緯からするとなぜ不均一課税なのかという根拠で、中小企業の保護、育成等の政策上の見地からと明記されており、それが例えば資本金1億円とか法人税額5,000万円とかで線を引いている根拠となっているが、これをどうするのか、今の時代にふさわしいのかというのが一つの論点になってくる。
- ・ 佐藤委員が指摘していた、受益と負担の関係で課税の公平性という点で改めて評価する必要がある。政策的な観点と課税の公平性の観点から、県内企業、県外企業を見ていく必要がある。その点では、資料2-4の3ページにもあるように、県内本店法人と県外本店法人について、対象で見ると、県内本店法人で3.1%、県外本店法人が51.7%ということで、主として超過課税は県外本店法人にかけられているという特徴はある。
- 超過課税の税額で見るとどうなっているのか。

(事務局)

超過課税額については、県内本店法人が2.3億円、県外本店法人は8.4億円となっている。

(4) 関係団体ヒアリング

- O 最初に、滋賀県中小企業団体中央会副会長 安田昌生氏から、法人税割 超過課税等に対する考え方について説明があった。
 - ・ 滋賀県の、滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例に基づくきめ 細かな中小企業支援施策にまず感謝申し上げる。
 - 同条例の第 15 条では、中小企業活性化施策を推進するために、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとすると規定されている。不均一課税は、中小企業の負担を軽減する具体的な税制上の措置であると理解している。中小企業の立場で言うと、現行の不均一課税を継続することが望ましいと考える。
 - ・ まず、現在の中小企業全体の動向から、直近の県内中小企業の業況 D I は、▲17.3 となっており、前期の▲8.4 からマイナス幅が拡大してい

- る。さらに来期は今期と比べ、マイナス幅が拡大する見通しとなっている。私の視点からも先行きが不透明と感じているところ。
- ・ 運送業界は、人手不足が慢性化しており、それに加えて高年齢化している。こういう状況で、働き方改革ということで労働時間の短縮が求められてきた。基本的に働き方改革というのは、効率化によって労働時間を短縮するということがベースとなっているが、運送業界は、距離を走ることは変わらないので効率化がなかなか難しく、そこが問題となっている。
- ・ また、賃金が上がっていく中で、社会保険料率が上がっていく。人件 費が押し上げられていく状況が運送事業者にはある。
- ・ このような状況を勘案すれば、今、中小企業にさらなる負担を強いる 変更は望ましくないと考えている。その点について御理解いただきたい。
- ・ 超過課税についても申し上げると、単に県の財政が不足するからということではなく、超過課税の意義や効果について、丁寧に説明していただき、各方面の理解を得てから実施していただきたい。
- 〇 次に、滋賀経済同友会特別幹事 大日常男氏から、法人税割超過課税等 に対する考え方について説明があった。主な内容は以下のとおり。
 - ・ 今回の消費税増税は、消費者の購買力が減るため、中小企業にとって 痛手である。それから米中経済戦争、これは我々メーカーにとって非常 に大きな打撃であり、その影響は来年からくる。2020年3月期の税収は おそらく減少する。だから、今、県の税制を変えるのは時期が悪い。
 - ・ 滋賀経済同友会は、県外から企業に来てもらおうとしている。そこで、 滋賀県は不均一課税の対象範囲が全国でトップであるということを売 りにすべきである。県外から来てもらうのは、県政にとってもプラスで あるし、経済界にとってもプラスである。県外から来てもらうためには、 税制の優遇をもっとアピールすべき。経済界も滋賀県の税制が有利であ るということをもっと謳っていく。
 - 県内の企業が成長するための税制のみならず、県内企業が滋賀らしい 新価値を創造可能なプラットフォームづくりのための、予算措置を頑張 っていただきたい。
- 経済団体の説明を踏まえ、意見交換および質疑応答が行われた。

(井手委員)

・ 立場として、法人課税の負担が上がることに賛成だとはなかなか言いにくいというのはあるかと思う。それを理解した上で、先ほど税率が高いと企業が逃げていくという話があったが、東京都の実施したアンケート調査を見る限り、通常は企業が立地を決めるのは人件費が圧倒的な理由であって、さらにその質が便利かどうかということが理由として挙げられると思う。反対に、例えば税負担を下げれば、海外の企業が国内に戻ってくるかという問いを立てたときにもうほとんどの企業は戻らないというふうに回答している。その意味で、企業立地の議論をするときに、あまり税負担のことに光を当てるのはちょっと違うのではないかと感じたところ。

(大日氏)

・ 私は造船関係の仕事もやっている。船は全部海外船籍である。それはまさ に税金の問題。

(佐藤委員)

- ・ 今回特に問題になるのが二つあって、中小企業に対する不均一課税をどうするのかというのが一つの問題、もう一つは県外企業に対する超過課税の負担の偏りがどうなのかという問題。
- ・ 東京都のアンケートの話があったが東京都は特別なので、税金が多少上が ろうが東京都なので。滋賀県にとって立地上のライバルはどこになるのか。

(大日氏)

業種や状況によって様々だと思う。

(諸富会長)

企業から滋賀県の税制が魅力で来たという声はあるのか。

(大日氏)

同友会のメンバーで2年前に来られた企業がある。非常に喜んでいた。税制だけではないが、税制もアピールしていくべきと言える。

(川勝委員)

安田さんの方から超過課税について、単に県の財源が不足しているということだけではなく、何のために超過課税をやるのかということについて、もう少し明確に説明して欲しいという話があった。全くその通りで、実際、過

去においては、超過課税したことによる使途が必ずしも明確に示されなかったというところも不信感の一つになっているのではないかと思う。だから、 当然ながら何のためにやるのかということについて、県からの説明がこれからも必要になってくるということが大前提。

- ・ ただ超過課税して増えた税収を全て企業に還元するというようなことには やはりならないだろうと思う。もちろんそこまで望んでいるわけではないと 思うが、使途を特定化するとか、そういうことは避けたほうがいいと思う。
- もう一つ県側にとっても、これだけ長く超過課税を続けてしまうと、超過 課税をあてにした財政運営にならざるを得なくなってしまうというところが あるのではないか。
- そういう意味では、やはりこの超過課税を今後も継続するにしても、あるいは引き下げる、廃止するにしても、やはり関係者が納得感を得られるような、先ほどちょっと言ったような一つの軸みたいなものがないと、その都度場当たり的な理由を付けなくてはならなくなるのではないかと思う。
- ・ もう一つは不均一課税について。不均一課税はあくまで特例という形になっているが、これも長く続いているので、例えば、今は確かに非常に厳しい状況なので継続をという話だが、長いスパンで見たときにどういう状況になれば、不均一課税をやめることに合意できるのかということについて、もしお考えがあればお話しいただきたい。逆に言うと、これまでにそういうタイミングはなかったのか。

(安田氏)

- どういう形になったら不均一課税をやめられるのかというということだが、 昭和の高度成長の時代は、業績も上がって、人件費も上がって、いい循環の インフレがずっと続いていた。こういう状態のときは、税負担の増加に対応 できるような企業体質にあったと認識している。平成5年ぐらいまでは成長 していたが、そこからバブル崩壊で状況が厳しくなってきた。
- ・ 大手企業のコストの見直し、効率化などの改善が中小企業への負担となってきた。中小企業は多くが下請なので、大手企業に言われたらいやだとは言えない。この中小企業の弱い体質を改善していかなくてはいけない。大企業と中小企業が同じ土俵で事業展開ができるような法律の縛りがあれば、改善していくのではないか。

(川勝委員)

企業の体質が改善できれば不均一課税の役割を終えたということでいいのか。

(安田氏)

- 大企業を取り巻く環境が変われば、当然、中小企業の体質も変わってくる。全然先が見えないが、もしそうなれば免除していただく必要もなくなるのではないか。
- それぞれの中小企業も体力があれば、一緒に良くなっていこうと考える。それには税金がどのような形で、自分たちに貢献するような使い方をしてくれるかという先ほどの話になる。

(川勝委員)

具体案としては、大企業と中小企業との関係が対等になるような、そして その先にある体質改善というものを流すような法的な枠組みがいるということか。

(安田氏)

・ 安倍首相はトリクルダウンといって、大企業から溢れた利益を下に落とす ということを言っていた。中小企業は大企業と対等ではなくて、そういう立 場である。

(勢一委員)

- ・ 人手不足や高齢化の問題や働き方改革、消費増税、国際経済の不安定さな どが来ているこのタイミングで不均一課税をなくすのはいかがなものかとい う指摘は非常によくわかる。
- ・ ただ、もう少し先ならそういう不安がなくなるのかというと、先ほどの話では、そんなに明るい見通しはないのではないか。
- ・ そうだとすると、むしろ経済界の方々としては、積極的に業界を強化する ような取り組みをして、強くなっていくという方向が大事なのではないかと そういう趣旨の説明をしていただいた。
- 今の状況を乗り越えていくためには、新しい経済構造に転換していくことが必要。今のベテランの方々が退いたあと、どうやって事業を継続していくかという問題もあるので、滋賀県のほうからどのような支援や施策があれば、構造転換を促進して、体質強化ができるのかということについて、考えがあれば教えていただきたい。

(安田氏)

まず人材不足。中小企業は特色のあるものづくりをしているが、赤字倒産

ではなく後継者がいないから事業閉鎖するというようなところが随分増えている。中小企業団体中央会でも2年前までは1万3,200事業者数あったのが、今では1万2,000事業者ほど。2年くらいの間でこんなに事業者数が減っているということは、やはり事業承継が難しいということ。

- ・ これはその場しのぎでは解決できないので、色々な形で魅力を知ってもらう機会を持っていただきたい。高校卒業して就職する方々に、どこで働きたいかを何をベースに考えているのかということを聞いてみたら、学校などの紹介としか答えが出てこない。そうではなくて、若い世代の人たちが、働く場所を自分で見て、自分で知って、自分の思いで仕事をやってもらえるような発信をしていかなくてはいけない。中小企業の事務局にも、滋賀県と一緒になって取り組むように言っている。
- ・ 廃止になりそうな事業について、私がやりたいという人がいるかもしれない。ただ、発信ができていないので知られていない。我々も発信をしていくので、学校側も知る機会を一緒に作ってもらって、県も一緒になって、人材に結びつけていきたい。

(大日氏)

- 事業継承については、税と個人保証がポイント。ここが改善されないとい けない。
- 事業継承というのは、中小企業にとっては要するに遺産相続なので、前は 膨大な税金が取られていた。随分改善されてきたがまだまだ不十分。
- ・ せっかく滋賀に大学がたくさんできたのに、卒業生の大半が県外に出て行ってしまうので、県内の企業、特に中小企業に入社してもらうために、地元企業が若い人たちと接触する場を設けてもらいたい。
- それからアントレプレナーを育て、創業をしてもらうことも重要。スタートアップ青年起業家を育てるには、ベンチャーキャピタル投資家との出会いの場造りが必要。日本の銀行はすぐ個人保証を取る。財務省も個人保証を取らない指導をしていると聞く。日本で起業が進まないのは投資家とのお金の問題。そして失敗しても復帰できる社会環境・社会の価値観を育てないといけない。
- (4) 法人県民税法人税割超過課税・中小法人不均一課税の方向性
 - 資料4に基づき事務局から説明を行った後、意見交換が行われた。

(井手委員)

これまで、1990年に始まって法人税率の引き下げを繰り返してきたが、結

局バブル崩壊後の実質成長率は 1%程度しかない。つまり、このような税率引き下げによって立地条件を良くして企業を呼び寄せて成長しようというモデルが本当に成立しているのかどうかきちんと考える必要がある時期に来ている。

- 国税で言えば、消費税が引き上げられて、貧しい人たちも含めて皆が税負担をしながら、社会を良くしようという議論をしている。そうであれば、地方自治体の中で、中小企業の方も含めて、みんなで痛みを分かち合いながらどういう社会を、労働者の質をどのように高めていくのか、暮らしの質を高めていくのかという議論をすべき時期に来ているのではないかと考える。
- 中小企業の皆さんにも当然インフラであれ融資であれ、受益はある。今のような不均一課税を認めつつ受益があるということは、逆に言うと再分配を行っているということになる。
- ・ 地方自治体が再分配を行うという状況を見ると、今は医療費の助成であれ、 乳幼児の医療費の助成であれ、就学援助であれ、あるいは地域包括ケアもそれに含めていいのかもしれないが、自治体の再分配の領域が広がっているように感じる。そうすると、経済がうまく回っていかない状況の中でそういうことを認めていくと、明らかに自治体間の格差、再分配の能力の格差は広がっていくと思う。そういう状況を受け入れるのか、受け入れないのかというのは、行政としてきちんと考えなければいけないポイントだと思う。
- ・ もし再分配ではなく、皆がきちんと負担しながら、皆の生活や暮らしをきちんと保障していこうというふうに、今の国が動いているような方向に舵を切っていこうと考えているのであれば、今回の議論でいうと、この不均一課税の中で、もう少し中小企業の課税の範囲を広げていくという議論をやっていと思う。
- ・ そうではなく、やはり再分配をやるのだと考えるのであれば、中小企業の 負担を広げていくという方向というよりは、むしろ大企業の負担を広げるよ うな議論をしてもいいのではないかと考える。要するに、特例税率が今は+ 0.8%なので、制限税率を考えればもう少し引き上げる余地があるので、自治 体が再分配を引き取るというのであれば、そちら側の負担もあわせて本来は 議論すべきでないかと考える。
- ・ 自分の意見を述べれば、私は自治体が再分配を引き取りすぎることには反対なので、その意味では可能な限り広く薄く負担をしていく方向の方が望ましいというふうに思っているので、今回の中小企業の課税に関しては、もう少しその風を強めるような方向でいいのではないかと考えている。

(佐藤委員)

- 滋賀県は本音ベースで超過課税をやってきたのだと思う。他の自治体では、 社会福祉や防災など理由を付けているが、お金に色はないのであまり意味は ない。滋賀県では、導入当時から財政難でということで一般財源化している。 お金がないから超過課税をするというのは本音ベース。また、法人税額 5,000 万超にしているのは、明らかに県外企業をターゲットにしている。これも本 音ベース。
- ・ 論点は二つあって、一つは法人税額 5,000 万超の大企業、県外企業に課税 し続けることが今後も可能なモデルかどうか。税が立地に影響するかどうか は議論があるところだが、海外の実証研究では長期的に見ればやはり影響する。そこも考えると、5,000 万円超の県外企業をターゲットにし続けることが できるかどうか。
- ・ 儲けている企業から取ればいいというのは昭和のモデルであって、これからどうやって儲ける企業を作るかいうのが令和の時代。そこをどうするかという問題。そうは言ってもお金がないということであれば、滋賀県としてどこにプライオリティを置くか、安定的な財源ということであれば、もともと法人税割は不安定の極みなので、本来であればもう少し安定財源として他の所に求めた方がいい。負担を広く皆で分かち合うということであれば、個人住民税がターゲットになる。そこまでいかないということであれば、法人県民税の均等割というのも一つの考え。森林環境税がそうである。
- ・ もう一点は、国税に振り回されたくないというのであれば、もともと法人 税割は国税に対する上乗せなので、それが嫌だというのであれば、法人事業 税がターゲットになりうる。静岡県がそうしている。そういう見直しも一つ 抜本的にある。
- しかし時間がないということで、法人税割だけで考えるのであれば、私も 井手委員の最後の結論には共感している。
- ・ いきなり法人税額 5,000 万円以下の中小企業にターゲットを広げることがなかなか難しいということであれば、中小企業が対象となる租税特別措置の中に、所得基準が入っている。企業の過去の所得3年間の平均を取って、それがある程度高い企業は担税力があるということで、租税特別措置から排除している。法人税額と所得は繰越欠損金があったり諸々の免税措置を受けたりするので必ずしも連動しているとは限らない。なので、もう一つの考え方として所得基準を入れて、今不均一課税を受けている企業の中でも、比較的過去の事業所得が高いところについては、ある程度負担を求めるというのも一案であるし、いきなり+0.8%を求めるのが酷であるというならば+0.4%からにするということも考えられる。いきなり+0.8%にする必要はないし、

いきなり法人税額 5,000 万円から 1,000 万円に下げる必要もない。そうするとちょっと違う軸で議論ができる。

(勢一委員)

- ・ 結論としては、井手委員や佐藤委員がおっしゃった方向性と同じ印象を持っている。
- ・ 経済動向がどうかという問題もあるが、結局、地域を支える財源をどこから調達するのかというのが全体的な論点である。企業、法人と言って議論していると、なかなか当事者が見えてこないが、そこで働いている人達は県民であるし、企業のサービスを活用する消費者も県民であるわけで、併せてその税金を負担するのも県民である。どこからどのような形で取ったらバランスがいいのかという話で、税金を払う県民という目線で、それなりに合理性があることが必要なのではないかという印象を持っている。
- そうすると、法人、企業というところをターゲットとしている税金だが、 そういう負担という意味では、もう少し広く薄くという考え方がこの分野に あってもいいのではないか。消費税など税の全体的な方向性との整合性とい う意味でも、そうではないかと考える。

(川勝委員)

- 具体的な提案というのは、今の段階ではなかなか難しいと思うが、やはりこの超過課税にしろ、不均一課税にしろ、これだけ長く続けていること自体はやはり異常な感じがするので、その分、議論するプロセスでは、もちろん利害の調整はどうしても必要になってくるが、そこは逃げないで、しっかりとその見直しをしていくことが必要だと思う。
- ・ 結論的には、他の委員の皆様と大きく変わるわけではないが、企業の皆様にとっても、仮に、結果的に税負担の増になったとしても、その財源が滋賀県をより魅力的にするのであれば、結果として人材の確保、起業の支援、創業の支援に繋がっていくかもしれない。魅力的な滋賀県を作れば、良質な人材がやってきて、良質な労働市場ができて、その良質な労働市場を求めて良質な企業がやってくるかもしれない。あるいは、中からそれが生まれるかもしれない。
- · そこまで考えると、単に税負担が上がるということだけ受け止めて、今後 も不均一課税を継続していくべきだとか、そういうことにはならないのでは ないか。もう少し視野を広げて、この税のあり方を考えていくべきではない かと思う。

(松田委員)

- ・ 超過課税・不均一課税の創設の理由として、資本金1億円とか法人税額5,000万円という金額自体にはっきりとした根拠があるわけではない。元々の理由が強固でないので、変更することも可能なのではないかという感覚を持っている。
- ・ 資料によると、法人税割を払っている法人は全体の 43.7%、うち超過課税 の対象が 18%ということは、全体で超過課税を払っている法人は 10%に満た ない。非常に負担が偏っていて、それならもう少し広く負担してもいいので はないかという感覚がある。
- 本来ならば、課税の理由が別にあると良いのだが、背に腹は変えられないというか、実際にお金がないというところがあって、ネーミングライツなど数百万単位の収入を確保するために頑張っている現実があるので、ある程度そこは中小企業にも御理解いただく必要があるのではないかと考える。

(諸富会長)

- 超過課税が継続していくということが前提の議論だが、最大公約数的な方向性としては、課税の範囲をもう少し広く考えていくべきではないかというのが意見の大勢だったと思う。
- ・ 根拠論については、先生方から色々な意見をいただいた。井手委員からは 各都道府県による分配をやることによる限界の指摘もあった。また勢一委員 からは広く薄くみんなで負担して県のインフラをはじめ人材育成を支えていくことを考えていくべきではないかという指摘があった。そういったことの メリットも含めてしっかり逃げずに根拠を議論していくべきだという川勝委員の指摘もあった。松田委員からは、資本金 1 億円とか法人税額 5,000 万円 とかに確たる根拠が必ずしもなく、色々な状況によって決まってきているので、それに大きくこだわる必要はないし、県財政が難しい時期にあって、中小企業の方々にも御理解いただくべきではないかという指摘があった。
- ・ そういった議論を踏まえた上で、佐藤委員からは、だからといっていきなり負担が増えると大変ではないかという観点から、所得基準や税率をいきなり+0.8%ではなく、もう少し段階を踏むことも考えられるのではないかという提案までいただいた。
- 私からはそのようなまとめをさせていただいて、次回、本日した議論の方向性をもとに、事務局で答申案を作成していただく段取りになっているので、次回の審議会では、法人税割の超過課税に関する答申案を一旦出していただきましてそれをベースに、議論していただきたい。